

岩手県告示第121号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡広域振興局長から次のとおり通知があった。

平成27年2月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市玉山区
- 2 公共測量を実施する期間 平成27年1月5日から同年3月20日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量、河川測量）